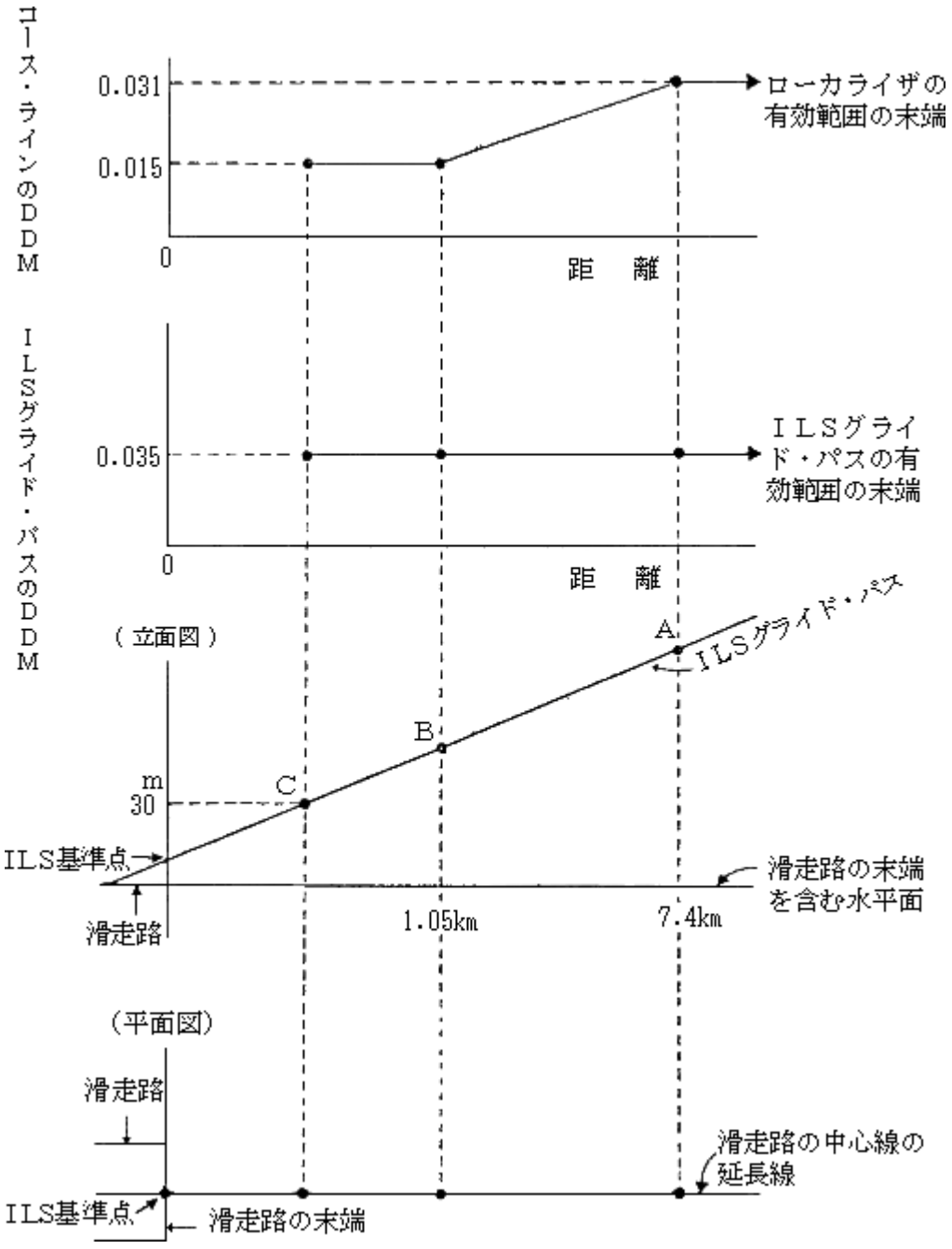
別図第十号　コース・ライン及びILSグライド・パスの精度(第45条の12の7関係)



注1　コース・ラインを平均化し直線のものとみなしたとき，ILS基準点(滑走路の中心線と滑走路の末端との交点の垂直上空にある点であつて，ILSグライド・パスの直線部分の延長上にあるものをいう。以下同じ。)を含む水平面において，当該直線とILS基準点との距離が10.5m以内であること。

2　ILSグライド・パスを平均化し直線のものとみなしたとき，当該直線と水平面のなす角度は，設計値を基準として7.5%以内であること。

3　「A」は，滑走路の末端を含む水平面において，当該滑走路の末端から航空機の進

入方向に7.4kmの距離の点の垂直上空でILSグライド・パスと交わる点とする。

4　「B」は，滑走路の末端を含む水平面において，当該滑走路の末端から航空機の進入方向に1.05kmの距離の点の垂直上空でILSグライド・パスと交わる点とする。

5　「C」は，設計上のILSグライド・パスの直線部分の延長線と滑走路の末端より30m高い水平面との交点とする。